

### 第三者からの情報取得手続の取扱いについて（お知らせ）

民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律が令和2年4月1日に施行され、これに伴い、第三者からの情報取得手続の規定が新設（民事執行法204条以下）されます。

函館地方裁判所では、江差支部管轄町村を所在地とする債務者にかかる第三者からの情報取得手続については、函館地方裁判所民事部不動産競売係（函館市上新川町1番8号）において処理することになります。

取扱いなどについてご不明な点がございましたら、函館地方裁判所民事部不動産競売係（電話0138-38-2338, 2339）までお問い合わせください。

#### 函館地方裁判所江差支部の管轄区域

江差町，乙部町，厚沢部町，上ノ国町，八雲町のうち旧熊石町，  
せたな町のうち旧大成町，奥尻町